

第三十八回国会 衆議院 商工委員会議録 第二十四号

昭和三十六年四月十一日(火曜日)

午前十時三十九分開議

出席委員

委員長代理 理事小川 平二君

理事内田 常雄君 理事岡本 茂君

理事中村 幸八君 理事坂川 正吾君

理事田中 武夫君 理事松平 忠久君

小沢 辰男君 海部 俊樹君

神田 博君 菅 太郎君

齋藤 憲三君 笹本 一雄君

首藤 新八君 田中 榮一君

中垣 國男君 濱田 正信君

中嶋 英夫君 中村 重光君

西村 力弥君 伊藤卯四郎君

出席國務大臣

通商産業大臣 椎名悦三郎君

出席政府委員

通商産業事務官 松尾 金藏君

(企業局長)

委員外の出席者

専門 員 越田 清七君

四月十日

物価値上げ反対等に関する請願外五十件(片島港君紹介)(第二〇五〇号)

同(中村英男君紹介)(第二〇五二号)

同外三件(久保三郎君紹介)(第二〇九六号)

同外二十件(川上實一君紹介)(第二二六八号)

同外六件(河野密君紹介)(第二二六九号)

同外四件(島上善五郎君紹介)(第二二七〇号)

同(多賀谷貞益君紹介)(第二三二〇号)

物価政策等に関する請願(中村英男君紹介)(第二〇五二号)

同(岡田利春君紹介)(第二〇九七号)

同外二十一件(柳田秀二君紹介)(第二〇九八号)

同外四十八件(山口丈太郎君紹介)(第二〇九九号)

公共料金の値上げ反対に関する請願(中村英男君紹介)(第二〇五三三号)

同(川上實一君紹介)(第二二〇三三号)

同(志賀義雄君紹介)(第二二〇四号)

同(谷口善太郎君紹介)(第二二〇五号)

同外九件(河野密君紹介)(第二二七四号)

同外七百三十一件(西村力弥君紹介)(第二二七五号)

公共料金等諸物価抑制に関する請願外四百四十二件(安平鹿一君紹介)(第二〇五四号)

同(中村英男君紹介)(第二〇五五号)

同外六件(川上實一君紹介)(第二一〇〇号)

同外七件(志賀義雄君紹介)(第二一〇一号)

同外七十四件(谷口善太郎君紹介)(第二二〇二号)

同外二十件(石山權作君紹介)(第二二七二号)

同外一件(河野密君紹介)(第二二七二号)

同外八件(島上善五郎君紹介)(第二二七三号)

本日の會議に付した案件

参考人出席要求に関する件

工場立地の調査等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第一一八号)

○小川(平)委員長代理 これより會議を開きます。

都合により委員長が不在でございますので、私が委員長の職務を行ないます。

工場立地の調査等に関する法律の一部を改正する法律案を議題とし審査を進めます。

質疑の通告があります。順次これを許可いたします。中嶋英夫君。

○中嶋(英)委員 工場立地の調査等に関する法律の一部を改正する法律案が上程されておるのでありますが、これに關連するのではなからうかと思われ

る低開墾地域の促進の問題その他工場立地の問題について、世論もこの問題を相当重要視しておりますし、政府もこの問題について手を染めかけておるようでありまして、今回改正する意図は、政府としてどこまで突っ込んで本問題の解決に取組むのか、そういう熱意の度合いについてまず伺いたいと思

うわけでありまして。従来調査をされてその資料をお持ちになって、それぞれ発表されておると思うのですが、その百六十六の地区についての工場立地調査というものはどの程度進行し、その資料がどの程度に利用されておるか、これをまずお伺いしたいと思います。

○松尾政府委員 御承知のように現行立地調査法に基づいて過去四カ年にお

たつて百六十六カ地点の調査を終えましてさらに隔年ごとに前の調査の補正調査をいたしております。さらに三十六年度において五十カ地点の調査を実施の予定で、予算の編成にも組み入れてあるのですが、これら合計の地区について今お話しのように調査等を備えまして、一般に資料の提供をいたしております。現在全国各通産局及び本省において、その資料を提供いたしておるのでありますが、事業者の立場から申しますと、従来全国的に見て自分の希望する条件を備えるような地点が、おおよその地点にどれくらいあるかという見当が、この調査資料に基づいて大体の見込みが立つところ、大きな意義があったと思

います。

御承知のように、従来企業の側でも工場建設の際には、相当慎重な調査をや

るはずでございますけれども、しかしある地点に行つてその地点の調査をやつた結果、あまりその地点でいい条件が見つからないということになります

と、そこで調査した資料はそのままその企業の内部に、いわば金庫の中にしまわれてしま

います。今度は他の企業がまたそこに行つて全く新しい調査をやるといふような重複調査のむだがあつたと思

います。少なくともそういう点だけはこの調査資料によつて、完全に除かれたという結果に相

なつておると思

います。

従来これに基づいてどれだけの工場が立地を決定したかという点は、最終的なものは必ずしも十分にできておりませんけれども、従来までの利用状況で申しますと、一応これは本省の指導室に備えております資料だけで見ま

しても、三十五年度に千九百七件というふうになつております。立地指導室の資料の利用された機会が千九百七件という数字が出ております。各通産局もそれぞれ同じ程度の利用状況であらうと思

います。

○中嶋(英)委員 この千九百七件というのは、調査の資料を提供を受けたという件数なのか、その調査の結果、実際にそこに事業を建設するという具体的な進行まで入れた件数なのか。

○松尾政府委員 これは立地指導室へ参りまして資料の提供を受けたところまでの確認でございます。その後建設が行なわれたかどうかというのは、現在特別の届出その他の方法がござい

ませんので、そこまでの確認はいたして

おりません。

○中嶋(英)委員 次に、それぞれの地点において調査を進められる場合に、その地区の地方自治団体の今後の計画あるいは工場誘致に対する方針、そ

ういうものを十分に組み入れたもの、あ

るいはなお現状はいろいろ条件であるけれども水、道路、その他交通、港湾、そういった施設が今後対策を立てることによって適地になる、現在は適地でないが手を加えれば適地になる、それにはどれだけの企業としての負担がかかるのか、あるいは国なり県なり市なりが、これだけのことをすれば適地になるというところまで突っ込んだ指導を含めての調査なのか、単に現状を分析するという調査なのか、その辺もお伺いしたいと思います。

○松尾政府委員 調査の項目は、一定の調査様式に基づきましてそろえてございしますが、一応調査の目的が現在どういう立地条件を備えておるかということが中心でございます。しかし同時に、地元におきまして将来この地区にはこういう種類の産業が適しておるはずであるから、こういう種類の産業をもっと誘致したいという希望が当然出て参ります。その参りますと、立地条件の現状の調査が中心ではございませぬけれども、それに敷衍しまして、地元の将来の要望というものが参考意見として付せられるということに相なると思っています。

○中嶋(英)委員 今回の改正によつて、今局長からお話があったような、どちらかという現状調査を、まあ地元の意向なども現状だろうと思つて、それを政府として考えるのかどうか。その点を大臣からお伺いしたいと思います。

○椎名国務大臣 今局長から言いましたように、従来の立地調査が大体において調査の重複を避ける、そして工業が進出しようという場合に、最もいい

地点を選ばせるという参考資料を提供させる、こういう意味であつたわけでありまして、それではまだ不十分でございまして、いろいろな工場、進出しようという業種から見ても、あまり平面的な調査ではまだ物足りない。そういう点でもっと踏み込んだ調査を今回やる。それに基づいて各工場が、現実にはどれくらい進出しておるかという点を、はつきりつかむために、新しく地方に工場が進出する場合には届出をしてもらう。その届出によつて立地調査が、どれくらい具体的に各産業によつて利用され活用されておるか、そういう点を見、それからまたその届出に基づいて判断して、それが必ずしも適地じゃない、非常に大きなミステークをやつておる、見当違いをやつておるというような場合には、それに対して勧告をする、こういうところまで立ち入りた

というものが、今回の改正点でございませぬ。これによつて、ただ今まで資料を提供する、あとは勝手に利用して下さいということじゃなしに、政府といつたしましてももっと意欲を持って工場

の適当なる進出、分散というものが行なわれるように、これに意欲的な協力をする、こういう点までいきたいというものが、今回の改正点でございませぬ。なお所得倍増計画、そして先進地方が

すでもう行き詰まっておるというところで、地域の格差を是正するというような意味からいいます、この地方の工場配置といふものは、積極的に進

ことと相待ちました的確な分散、配置の指導をしたいと思いますのが、今回の改正の要点でございませぬ。

○中嶋(英)委員 今の大臣のお話です。これは業種別に進出の構想なり計画

の集申を排除して、分散あるいは所得

の経済の構造その他から見ると、適地

誘導するといふ立場をとつておる。そ

の基本方針はどこまでも離れることができませんが、しかし今御指摘になつたように適地を作つていくという点ま

の点で、あるいは道路、あるいは港湾の修築、あるいは埋め立て、あるいは工業用水の計画実施、そういうような

の修築、あるいは埋め立て、あるいは工業用水の計画実施、そういうような

の修築、あるいは埋め立て、あるいは工業用水の計画実施、そういうような

その辺をはつきり具体的に伺いたい。

○中嶋(英)委員 今回の調整をするべく

○松尾政府委員 御承知のようにこの

○椎名国務大臣 この調査は先ほど申

申し上げましたように、自治省、建設省でも、これはや都市計画の構想で

はございますけれども、やはり地方に

大きな都市の建設をやりたい、それは

同時に工業地帯を含んだ都市の建設を

やりたいということになるわけであり

ます。そういう構想の調整は、当然三

省間で話し合いをしておるわけでご

さいますが、これは自民党の中にもそ

の特別委員会がございまして、

そこでも今論議になっております。し

かしこれは何も、そういう構想が完全

にならなければ、打ち出されなければ

立地条件の整備をやらなければならない

ではないかと、従来もできるわけでは

ありませんが、これからやるわけでは

ございませんが、そういう新たな大きな

構想ができれば、その一本の構想でさ

らに推進されるであろう、そういう関

係に相なっておるのでございませぬ。

○中嶋(英)委員 建設省なり自治省な

り通産省、この三省の間の総合調整と

のか、それは別なのか、国としてのお

考えなのか、お伺いしたい。

○椎名国務大臣 これはもちろん地方

税も含めてであります。

○中嶋(英)委員 ここ数年前から、地

方自治団体の工場誘致の条例などを

作って、固定資産税を減免するとか、そ

の他いろいろな負担の軽減を申しますか、

あるいは恩典と申しますか、そういう

制度を作って工場誘致をやっておる。

そのために成功した例があります。た

だ、考えてみると、地方税を減免する

というものは、その地区の住民に対し

てどういふ関係になるのか、こういう

問題があると思ひます。たとえは五年

とか十年、長期間減免する、期間がく

ると、その産業としては、それをなお

継続したいというので運動を起さぬ。

地方の自治団体の議会に対していろいろ

な運動が行なわれている。それに賛

成する議員、もうやめた方がいざら

とをちよつとお伺いいたします。

○椎名国務大臣 この問題について

は、もう少し具体的に、関係各省と

もつと協議を進めて参りたいと思つて

おりますけれども、大体の方向として

は、地方税を軽減するということにな

れば、地方財政に影響するのは、これ

は当然でございますが、さしあたり

は、そういう点はやはり国の方で大き

くそれを見ていくということにせざる

を得ないと思ひます。でなければ、

力強く国の政策として打ち出す

わけにいかない。地方が地方の恣意に

よつて減免したりしなかつたりする

ということになりますと、大きな国の政

策を推進するということになりませぬ

から、その点はしりを見てやるという

ことにならざるを得ないと思ひます。

それから既存のものとの関係はどう

かというお話がありました。どつち

かという点と現状では行きたがらない

いろいろな議論の余地はありますけれど

も、地方自治団体等いろいろな工場

誘致の条例などを作って誘致運動を起

こして、積極的に産業界、経済界に資

料を提供していく、そういうものに

よつて工場が分散した、あるいは地方

に進出したという例が多いのじゃない

かと思ひます。そうすると、国の施策

として成功したというよりも、むしろ、

たとえは千葉県における川崎製鉄の進

出のように、何か地方自治団体の努力

によつて若干の分散が行なわれてお

る、こういうことだろうと思ひます。

すでに現行法律が三、四年前にでき

て、三、四年前の調査をやつてきた政

府の施策と、地方自治団体の実績等を

考えたら、その熱意あるもの、意欲的

なものだと言へるかという、今度の

改正もやはりそういうものは乏しいの

じゃないかという感じがするわけ

です。こういう点について、もちろん調査

分なようですが、それは別として。既

存の工場地帯、たとえは京浜あるいは

京阪神、あるいは北九州、こういう地

帯にこれ以上の集中はいろいろな弊害

が生まれてくる、従つて分散するんだ

というのではなくて、すでに弊害が相

当出しておるわけですね。この弊害を

そのままほうつておいて、これはもう

一ぱいだ、次に行くんだということ

で済むのか。現在弊害が起きて、その弊

害を除去するということについて、政

府としてどの程度の積極的なお考えを

持つておられるか、この点を伺いたい。

たとえは二、三年前ですけれども、本

州製紙で汚水の問題が議論になりました。

これに対して水質保全の法律がある

いは工場排水等の規制に関する法律が

出されたわけですが、どの程度の実効が

具体的になつておるか、またこの法

律ができる際に、商工委員会が附帯決

議が出されておりました。たとえは煤

煙、塵埃、騒音あるいはガス、振動、

こういう公害一般に対する付帯条件に

対して、どれだけかたえる施策が進ん

でおるのか、この点を一つ伺いたい

と思ひます。

○松尾政府委員 既成工業地帯には、

今お話のございましたように、現在す

でにもう一部には工場の過度集中の弊

害が出て参つております。従いまして

今後過度集中をできるだけ防止して参

りたいという事は当然でございます。

しかし同時に、その地帯に

すでもう工場が動いておる、その動

いておるといふ産業の実態に対しまし

て、あと足りない産業立地条件を何ら

国がめんどうを見ない、補足をしない

ということでは、これは産業立地政策

からいって、そういうことは当然許さ

りません。

○中嶋(英)委員 先ほどの御答弁で、

進出産業に対する負担の軽減の問題の

お話がございましたけれども、これに

は何か地方税の関係も含めてお考えな

るのか、それは別なのか、国としてのお

考えなのか、お伺いしたい。

○椎名国務大臣 これはもちろん地方

税も含めてであります。

○中嶋(英)委員 ここ数年前から、地

方自治団体の工場誘致の条例などを

作って、固定資産税を減免するとか、そ

の他いろいろな負担の軽減を申しますか、

あるいは恩典と申しますか、そういう

制度を作って工場誘致をやっておる。

そのために成功した例があります。た

だ、考えてみると、地方税を減免する

というものは、その地区の住民に対し

てどういふ関係になるのか、こういう

問題があると思ひます。たとえは五年

とか十年、長期間減免する、期間がく

ると、その産業としては、それをなお

継続したいというので運動を起さぬ。

地方の自治団体の議会に対していろいろ

れない問題でございます。この法律に基づきまして新しい立地条件の調査をやり、新しい地点に工場をできるだけ移して参りたいという事は、それは別の政策でございますけれども、しかし同時に既成工業地帯に對して足りないところを補うということは、従来通り進めていかなければならないわけでございますが、この点につきましましては、御承知のように関係各省が経済企画庁に、既成工業地帯整備協議会という連絡の場所を持っておられます。ここで道路、港湾、水その他につきましまして既成工業地帯の足りない点を補うように、年々公共投資その他で、こういう施策を進めて参りたいという考えであります。

なお今お話しした汚水の問題、それからさらに広い意味の産業公害の問題であります。汚水の問題につきましては、すでに御承知の立法がございまして、三十五年度におきまして幾つかの河川につきまして、すでに調査水域に指定されて調査を始めております。そのうち三十六年度、本年度におきまして若干の水域は法律に基づき正式の指定水域になりました。汚水処理施設がある一定の条件で強制をされるというところまで、実態が進行いたすと思ひます。引き続き新しい調査水域の拡張をして、あの法律の施行をできるだけ推進して参りたいと思ひます。さらに今お話しした空気汚染の問題は、御承知のように産業公害という問題の中で、汚水問題に相次いでの問題でございます。これは現在では関係各省、たとえば人体の被害というようなことを中心に厚生省、それから産業の側でそういう公害を出す方の立場か

ら申しまして通産省、あるいは関係の産業省、そういう各省にそれぞれまたがった問題でございますが、現在関係各省におきましては、それぞれその分担保に基づきまして、予算面で申しますと調査費がついておりました。現在ではまだ調査の段階であると思ひますが、これもだんだん調査も進んで参りましたので、現在一応関係各省それぞれの方で、その対策研究会というふうなもので空気汚染に對する具体策の検討に入つたというふうな段階にあると思ひます。

○中嶋(英)委員 今の大気汚染の問題については、厚生省で三年ほど前に立法の作業を進めて成案を得ておつたのでありますが、成案を得たというところが新聞に報道せられるや直ちに経済団体から反対の声明があつて、間もなく通産省の方からの反対だと仄聞しておるのですが、日の目を見ないでつぶれてしまつた、こういう現象があるわけでありました。もしごく近い期間に、大気汚染防止の立法の準備作業等が進んだ場合に、今度も通産省はこれを育てる方に進まないで、つぶす方に向かうのか、その点通産省の方の認識も相当変わったのではなからうかと思ひますが、そういう点について積極的に取り上げて立法規制をすると同時に、予算の面で、煤煙防除施設、機械等いろいろの設置に對して援助、助成するといふお考えが今あるかどうか、まだ尙早と思はれるか、この点を伺ひたい。

○椎名(英)大臣 この問題については、もう広く世間から弊害が認識されておるのであります。通産省といつたしましても、その結論によつてその弊害を極力除いて参る方向に参りたいと思ひます。

○中嶋(英)委員 私は規制をすると同時に、ただ規制だけでは実効が上がるので、煤煙防除施設、機械設置についての助成を具体的に考えられなければならぬと思ひます。たとえば長期の低利資金を、それぞれの公害の多い都府県に對してプールさせて、それを運搬することによつて防除施設がそれぞれ設置される、こういう方向の私案を持っておられるのです。こういう点について具体的にお考えがあるか伺ひたい。

○松尾(英)委員 先ほど私が研究段階にあるというふうに、非常に抽象的に申し上げたかと思ひますが、通産省内に産業公害研究会という、この問題に對する対策の場所が設けられました。これは、三十四年の八月以降でございまして、現在まで三十五年度予算におきまして煤煙の多い地区につきましまして、全部で全国八地区、約三百工場につきましまして実態調査を進めて参りました。同時に今御指摘がございましたように、そのような防除施設をやつて参りますためには、まず第一にいい防除施設ができてくれることが先決問題であります。そのための試験研究として三十五年度、六年度引き続きまして相当額の試験研究費が計上されておりました。これは新規、継続合わせまして三十六年度も進めて参る予定でございまして、同時に最近におきましては産業公害の中で、この大気汚染の問題は非常に各方面の注目を浴びておることは御承知の通りであります。大工場の建設が行なわれます際には、企業側の将来に備えて、あるいは現状のそういう一般の批判にこたえて、ある程度の除害施設をやることの方が、むしろ常識と

思ひます。

申しますか、そういう傾向にだんだん変わりつつあると思ひます。そういう意味におきまして通産省としましては、特にそのような大気汚染に影響の大きいような施設を作るような企業に、現在ではこれを強制する法律はございませぬけれども、各通産局の行政指導によつて、当然そういう除害施設をある程度やるように行政指導をやつていきたい、そういう意味の通達も各通産局長に出しておるわけでありまして、将来今申しました除害施設についての試験、研究その他が進んで参ります。企業の負担についてもある見通しがつきますれば、おそろく法律でもつて一般的に強制するという段階に進んで参ると思ひます。そうなれば当然国からある程度の援助は必要になつてくるだろうという方向で検討を進めておられます。

○中嶋(英)委員 私は過度集中の実態、その弊害、これを明らかにしていくことが、工場立地の問題の解決に一番大事だと思ひます。その点がほげたままなので、大臣おっしゃるようによい、こういうのんきなことが言つていられるのだからと思ひます。この実態を明らかにすることによつて、もつと突っ込んで強力な施設というものが、もう自由経済とか計画経済ということにならぬ、たとえば人体の保健、健康管理上もどうにもならぬといふところまできておるわけですね。たとえば現在の交通難の問題も、非常事態になつていふ状態についても、強制できぬ、強制できぬといふところまで、強制的にどうするか、目の前の喫緊事になつておる。大気汚染の問題は、これは四六時

中吸つておることですから、水が汚れた以上の問題だろうと思ひます。これに對して調査研究の段階はもう過ぎている。害のあるといふことははつきりしている。技術的なきめ手も、十分とはいへないけれども、相当進んだものが現にある。現に設置をして成功している例は枚挙にいとまないほどあるわけですね。特に最近の新しい火力発電所の場合は、集塵機をつけることが必須の条件となつておる。それで成功している。こういう実績が発揮されているときに、問題はもう政治の段階であつて、特に資金的なきめ手を含めた政府当局の施策いかんにもかかつておる。それ以外はない。もう調査研究の余地がないといふところまで進んでいる、こう考へているわけですね。従つてきより急で無理でしょうけれども、一つ厚生省関係者も次会においで願つて、過度の集中からくる弊害の実態を、この委員会でもつまびらかに御報告いただきたいと思ひます。またこの通産省の方でも御用意があれば、この機会にお聞かせ願ひたい。

○椎名(英)大臣 その実態の調査につきましましては、多少関係省の資料も整理しまして御報告したいと思ひます。

○中嶋(英)委員 この点明日でもまたお伺ひすることにしたと思ひます。次に、所得増進計画との関連についての御説明が先ほど大臣からありましたが、経済審議会の答申によりまして、産業立地の小委員会では、太平洋沿岸地帯に重点を注いだ工場立地の計画を組んでおられるようでありまして、当然表日本には日が当たらないけれども、裏日本には日が当たらないという、そういう格差が生まれてくると思ひるので

すが、こういう点を通産省としてはどうのよりにこの報告を受け取り、どう今後施策の中に反映していくお考えなのか、その点をお伺いしたい。

○内田委員 中嶋君のお許しを得ましたから、私も関連して二、三大臣にお尋ねしたいと思っております。

私はこの法律の改正自身に反対をするわけではございませんが、今度の改正を通じて、この法律の理念というものが、あまり私ははっきりしないような気がいたします。理念というか、構想というか、この法律には第一条に目的が書いてありますが、しかし何が書いてあるかという点、調査をすることを目的とするという点だけで、何の目的のために、どういう構想を持って、どういう理念を達成するために調査をするかということが書いてない。非常に機械的な法律であった。今日日本の産業の構造が改革されたり、あるいはまた地域差の解消というような問題が取り上げられている際、法律としては、どうもつまらぬ法律のような気がするのですが、どういふ構想なのか。手当り次第に、しかも各府県公平に、甲県においては五方所、乙県においては五方所、丙県においても七方所というような場合に、公平に調査だけして調査の記録を一般に公示する、こういうような法律にすぎないような気がするのですが、何かこれには、この法律の背後にあるいはより高

いところに大きな構想がなければつまずかぬ法律のような気がするのですが、この大きな構想については、ほかにいろいろあるようではありません。たとえばきょうの議題になっていまして、低開発地域の工業開発促進法であるとか、あるいは法律はなっておらないけれども、関係各省における基幹都市の計画、あるいは広域都市の計画というふうなものがあるわけですが、そういうようなものを背後に置いて、それを達成するための手段としての法律なら意味があるけれども、どうもそのつながりがないような気がするのですが、これはほんとうはどう解釈すればいいのでございましょうか。

○内田委員 さつき中嶋委員からもお尋ねがありました。工場立地というものは、単に労働力の供給がある程度あるとか、あるいは現状において輸送手段があるとか、工業用水があるとかいうことばかりではなしに、これは目的によつて作り出されるものである、たとえば都市計画をやるとか、あるいは道路を新しく作るか、港湾を整備するとかいようなことによつて、どんな工場立地が生まれてくるわけであつて、ただこの法律だけによると、潜在的な、工場立地になりそうなところを調査するにすぎないような気がいたします。

それはそれといたしまして、これは関連質問でありますから、あまり長くやると中嶋君に恐縮であります。こういう議論があります。今の太平洋の四大工業地域の問題、それを結ぶべ

ルとの問題でありまして、むしろこの法律の今度の改正点を見ると、そういう四大工業地域とかそのベルト地域などにはあまり新しい大規模な工場などは作られない方がよい、というよりも地方に工場を分散させて、比較的な適地、こういう思想があるように特に今度の改正点においては見受けられる。

たとはある特定の地域とは書いてないけれども、ある地域にある工場をある規模以上に作る場合には届出を要する、そしてそれが不相当と認められる場合には勧告をするという点である。調べる、という勧告をするのか。調べてみたところが不相当でないからあつてへ行けというふうなことになる、工場主なり事業主なりの身になってみると、三年も五年もかかって適地を調査して、そして土地の買収契約までも結んで届出をしたところが、通産省からそこはいかに勧告がくるということでは、これは非常に迷惑にもなるはずでありますから、むしろ初めから京浜地区とかあるいは中京地区とか阪神地区とか北九州の地区とかというような四大工業地域のある区画の中においては、こういう種類の工場を建てる場合には認可を受けろというふうなことで、届出を要する、たとえば首都圏整備法というものは、東京都内田二十三区並びにそのれに隣接する特定の地域においては、学校や工場を作る場合には認可主義をとつて、なかなか認可しない、こういう制度になっておるけれども、この法律においてはそこまでいってない。これは憲法違反とかなんとかいう問題が起きるのかもしれないが、首都圏整備法ではそういうことをやっておる。今度の法律の改正でも勧告とか届出出ろとか中途半端ではなしに、むしろ制限した方がいい地域には認可制か何かとすべきだという意見はないのかどうかというところを、一つお尋ねします。

○内田委員 この法律はメートル法のようものであり、無味無臭の手段を提供する法律であるというお話ですが、それが、それにいたしまして、この法律によつて、この法律を手段として達成しようとする目的としては、通産大臣は今のお話によると地方開発といいますが、低開発地域開発といいますが、あるいは地域の所得格差の解消というふうな問題と、もう一つは経済にどこまでも合理性、経済性というものがあつて、たとえば四大工業地域、それを結ぶベルト地域というものを、埋め立てをしたりあるいは工業用水の開発をしたり、いろいろやればまだまだ工場設置の余地は幾らでも出てくる。しかしそういうところに余地が出てきても、それでは所得の格差が、そういう工業中心地域と地方との間に開く一方だから、多少の経済性、合理性を無視しても、長野県なり、あるいは裏日本なり、山梨県なり、南九州なり、そういうところに工場を分散させよう、こういう考え方もあるわけですが、一体どつちをねらいとするために、この法

ものは、東京都内田二十三区並びにそのれに隣接する特定の地域においては、学校や工場を作る場合には認可主義をとつて、なかなか認可しない、こういう制度になっておるけれども、この法律においてはそこまでいってない。これは憲法違反とかなんとかいう問題が起きるのかもしれないが、首都圏整備法ではそういうことをやっておる。今度の法律の改正でも勧告とか届出出ろとか中途半端ではなしに、むしろ制限した方がいい地域には認可制か何かとすべきだという意見はないのかどうかというところを、一つお尋ねします。

○内田委員 この法律はメートル法のようものであり、無味無臭の手段を提供する法律であるというお話ですが、それが、それにいたしまして、この法律によつて、この法律を手段として達成しようとする目的としては、通産大臣は今のお話によると地方開発といいますが、低開発地域開発といいますが、あるいは地域の所得格差の解消というふうな問題と、もう一つは経済にどこまでも合理性、経済性というものがあつて、たとえば四大工業地域、それを結ぶベルト地域というものを、埋め立てをしたりあるいは工業用水の開発をしたり、いろいろやればまだまだ工場設置の余地は幾らでも出てくる。しかしそういうところに余地が出てきても、それでは所得の格差が、そういう工業中心地域と地方との間に開く一方だから、多少の経済性、合理性を無視しても、長野県なり、あるいは裏日本なり、山梨県なり、南九州なり、そういうところに工場を分散させよう、こういう考え方もあるわけですが、一体どつちをねらいとするために、この法

律を使うわけがありますか。その構想、方針というものがどういう立場に立っておられるか、あわせてお聞きしたいと思ひます。

○推名国務大臣 この法律自体からその目的を引き出すことは無理だと思ひます。これはもつぱら進出しようという企業の方針にも関係する、国の指導方針にも関係のある問題であります。今の密集地帯にもぐり込んでいくというものは、長い将来から見るに非常に不得策であると思ひます。道路ももうほとんど行き詰まっております。その他の運輸機関も行き詰まっております。できるならば、新しい天地に進んでいきたい。いろいろな自然の制約、条件があるなら別問題ですけども、機械工業なんかは相当長野とか、あるいは東日本なんかに出ておる状況から見まして、道路さえ整備すればよろしい。道路さえ整備すればあとは労働力も、大気汚染なんかも全然ない、空気の乾燥状況もよろしい、そういうふうな自然条件としてはいい条件に恵まれておるのでありますから、多くの場合は産業道路の問題である、こういうふうなことを考へるのであります。われわれもいたしましては道路の問題は、建設省の問題だということ、そつちに全部おまかせするということではなしに、いやしくも内閣の方針として地域格差を是正する、工場を分散配置をするというふうな政策を打ち出した以上は、この点は一つ率先してやっていたい。この道路は産業道路としても重要であるというふうな点については、ほとんど意見を戦わして、そしてこの地域格差の是正、工場の分散配置の実現を期していき

い、こう考へておられます。

○内田委員 だんだんお話を承つて参ると、この法律は無味無臭の法律で政策を含んでおられない。調べてみましても、どうもこれはあまり法律にする必要はないと思ひます。行政措置で全部やれるのではないかと。ことに今度の改正ですと、勧告とか届出とかいろいろが出てきておるから、そのところがいろいろゆる法規に開連するようでありまして、従来の法律というものは調査に関する法律で、通産省は通産省の当然の仕事として調査をされればよい、そしてそれだけ予算に盛り込んでおけばいいということ、今度の改正を見て、どうも法律にする値打ちがなからうじやないか、国会が混雑して困る程度に形式のものになって、通産省の工場立地、工場調査要綱なんかについておけばいいようなものではないかと思ひます。その証には、今度あつちこち直されたも、やはり法律の題は、工場立地の調査等と、「等」という言葉を入れただけで調査に関する法律です。ほんとうなら工場立地に關する法律、工場配置法という、理念構想を盛り込んだ法律でないか、どうも法律としての意義が乏しい。通産省は通産省としてこれだけのことを、ほとんどおやりになったらよきやうだと思ひます。それはみんなにわかた方がいますから、その意味ではいいことではしやうが、これ以上私は追及いたしません。

かえないでしやう、この法律を通ずるは何も問題はないでしやうと言ひのです。私も同感です。だから、そういう法律だからわれわれが質問しなければならぬのは、やはり政府の強力な施策を推進するには、今までの法律では不十分である、こういう改正をしたのだ、こういう出し方が私は当然だと思ひます。それを強力な施策があるのかという国民の要望に対して、あるいは産業界の期待に対して、何かこんなものもやっていますよといつて、並べる見せかけみたいな気がするのであります。無味無臭だったら今まで通りでいいじやないか。そうじやないのだ、今度こういう強力な施策をやるのに、この改正が必要なんだという期待をするゆゑに、先ほどの質問をしては、大臣の御決意なりお考えなりをはつきりしておきたい。

○推名国務大臣 工場の適正な地方分散を勧誘するにしても、何にもなしにあつち行けこち行けと言ひわけにいかない。でありますから、大体においてわれわれとして確信を持って指導する上においても、実際どういふ調査があつた方がいいのです。それから企業が大体具体的にただ偶然の縁故や手引やそういうものによらずに、具体的に調べて、ここどこが適地だ、というふうに見当をつける上において、やはりこういう權威のある調査結果というものが、私はどつちから見ても必要だ、こう思ひます。われわれとしては、こういう調査を進めて参りました、そして具体的に工場の地方進出というのに対して、ほんとうに具体的に指導することができ、またその具體的な根據に立って、各省のあるいは税制の問題、あるいは融資の問題、その他の利便というものを特に考へるとかあるいは考へぬとかいうことにならぬ、これはその一つの手引になるのではないかと、こういうふうな考へるわけでありませぬ。

○中嶋(英)委員 今の大臣のお話では、何か政府に工場の分散、過度の集中を排除していく、そういう強力な施策があるようにも聞こえるのです。それは道路を作る場合は一つ建設省の方にお願ひするのだ、あるいは港灣の問題についても運輸省関係の協力を得るのだ、これは従来もやってきました。しかもそれは政府だけではなくて、地方自治団体みずから積極的に努力をしてやっております。最近では何か読売新聞あたりで、百万都市というスローガンで相当太鼓をたたいておられますけれども、これはどういふふうな展開するかどうかわかりませんが、こういう運動もある。しかし最近の過度の集中からくる弊害はあまりにも大きい。従つてここでもって飛躍的な強力なものが必ずやります。こういう段階であるかと思ひます。その点を何か政府の方でどう展開されるか。先ほどお話をあつたように自由経済でございますから、まあしりてたたく程度だ。だからそうはいきません。そういう点を私は知りたいたいです。

そこでまず局長に伺ひたいのです。現在まで百六十六カ所も調査を進めた。この改正後この地点はなおふえるのかどうなのか。その点を伺ひたい。松尾政府委員 現行法に基づきました調査を進めることは、従来通りまた指定地域をふやして進めて参ります。ただこの法律の現行法は先ほど来申し上げておきますように、調査をしてその資料を提供して、立地そのものは企業自身の判断にまかせて決定してもらふという建前になっておられますので、実はこの法律の現行法の法律審議の際にも、今お話ししましたように單なる調査資料の提供では足りないのではなからうか。もつと積極的な立地のために工場配置を考へるべきだといふ御意見は、私も十分承つておられます。ただ現状におきましては、それではそういう工場をいいたるに誘導するためのそういう客観的な資料があるかといふことです、やはり現在まで三カ年におつたこの法律に基づいてやってきましたものが、おそらく客観的な唯一の資料であろうと思ひます。先ほど来お話しのように、各地方自治団体は企業誘致には非常に熱心ではありますけれども、熱心の余り必ずしも客観的でない資料に基づいて企業を誘致しようとする。ことによつて、思わざるトラブルが起る事例も従来あつたと思ひます。少なくともそれを防止することがまず第一である。しかしほかの國の立法例を見ましても、英國等では初めは調査から入りまして、そういうインフォーマーシヨンのサービスから商務省に対する届出、勧告の段階に入つておる。それが一九四七年に入つて、初めて認承という制度に移つておられます。そういう意味から申しますと、やはりこういう企業にとっては、工場建設の敷地を求めるときは、いわば社運を賭しての事業でございますから、十分な客観的な資料なしに政府が配置をするといふことは、よほどのことではなければ

きない問題である。順を追って進むべき問題であろう。現状ではこの法律に基づきまして立地調査の資料をさらに広げて参る。同時に、この調査の結果の資料を適用して、はたして企業がどういう工場建設をやられたのか。そういう現状把握も、現在の法律制度ではないわけでは。少なくともこれで届出をしてもらう。現状把握もやってみよう。さらに極端な場合には勧告というところまで進めたい。もちろん完璧ではないと思いたければ、一歩でも前に進んで処理をしたいというのが、われわれの希望でございます。

○中嶋(英)委員 今の局長のお話では調査の網を広げていくというのですね。これは調査としては狭いより広い方がいいというのが常識であると思えます。ただイギリスの例を申されましてたけれども、わが国の過度の集中からくる弊害というものは、そういう他国の段階に進んできた歴史を学ぶのでは、とても追いついていけない、そのピッチはもっとも早くなくてはいけません。こういう段階だろうと思えます。従って私は百六十六カ所が二百カ所か三百カ所になって、調査の網が広がっていくことは常識的にはわかるけれども、差し迫ってくる現実には、むしろもっと少ない地点を作っていく、立地条件を整備していく。その地点をむしろ数十カ所に絞って、そこに重点的な施策を注ぎ込んでいくことが必要であろうと思えます。そういう点の意欲というものは、どうも本朝大臣から何んでも何か従来を踏襲するような形である、これは問題があると思う。その点を知りたいわけですが、その点はどうですか、大臣。

○椎名国務大臣 われわれとしてもこの法律を運用する場合に、大体将来の日本は重化学工業を重点として、どういう工場配置を考えなければならぬというふうな考え方は持っております。これはまだ通産省の試案の程度でございますけれども、従来の四大工業地帯というものはもう行き詰まっております。それで衛生工業地帯というものを考えることはできるけれども、四大工業地帯というものを、さらにまたふくらますようなことは不可能に近い。むしろ七地点ぐらい中核的な産業の地帯が、日本の現状から考えられるのではないかと。港湾その他運輸関係、そういう地勢の関係というのから見て、そういう数カ所の地点が考えられるのではないかと。そのまた下に地方工業を中心とした産業地帯というものを三十カ所ぐらい考えられるのではないかと。大体だれが考えてもそんなでもないところ、大工業が行くはずはありませぬ。やはりそこに相当広いバック・グラウンドがある、あるいはすぐそばに、りっぱな港湾あるいは手をかけるとりっぱな港湾になるというふうな条件を備えているというふうなところでないかと、なかなか考えられない。そういうふうな大体考へてはおるのです。それで自治省の基幹都市あるいは建設省のこれに類するような地方の基幹地帯、そういうような構想もあるようでありまして、それらとよく具体的に話し合えば、ほぼ四大工業地帯のほかに、将来日本はどういう地帯を産業の中核地帯として考えていくべきかというふうな構想が、自然に出て参ると思うのであります。そしてこれはその地域々々で

いろいろな競争があると思えますけれども、だれが考えたって第一そんなところへ大工業が行くはずがないというところは、考へてもむだなんですから、そういうものはやはり中心にしてそこをエネルギーあるいは運輸交通その他経済産業の基盤を造成するという一つの力点をそこに求めるということに、だんだん進んでいかなければならぬというのを考へておられます。これはただ一応のこと考へておられます。一つの観点から写真をとって、そして自由な判断の資料にする、こういうこと考へておられますから、これと離れてそういう構想をもって関係各省と協議を進めて参りたい。こう考へておられます。

○中嶋(英)委員 今のお話を聞くと、常識的にいいものができるとし、よくなっていくでしょうというお話なんです。この法律は写真をとりたいというお話です。それならば何も改正する必要はないと思ふ。助言を勧告と変えたという事は、やっぱり一歩前に出たのだというふうに私は理解したのですから、大臣の答弁だと、これは写真です。重要視されておられないのは、それが重要視されていない。大臣みずからが重要視されていない。なぜこの改正を要求されたのでしょうか。大臣の今の答弁からいって、あえて改正する必要はなかったかと思ふのですが、改正しての利点というものが何かおありなんでしょう。冒頭の御答弁では何かあるようなお話だったのですけれども、今のお話ではどっちでもいいようなお話ですが、どっちですか。

工場適地の参考資料また調査によつて、われわれも今後の指導をやつていきたい、こういうこと考へておられます。ただあんまり極端な間違つた方向に進む場合を考へて、届出、勧告、こういうものをこれに書き加えたわけでありまして、もとよりその点が調査法の中心ではございませぬけれども、あまり極端な場合には勧告をするという程度にした方がよろしう、こういう判断のもとにその前提として届出をさせまして、そして工業の地方進出の大体の動向をこれで見ると、そういう意味でございませぬ。

○中嶋(英)委員 大臣はやはり極端な事例が、今後もあり得るとお思ひであらうと思ひますが、その点はどうですか、あり得るのですか。

○椎名国務大臣 起り得ると私は思ひます。それはどう考へてもその付近で工業用水が見つからない。ところが自分だけだと思つておると、ほかにもうすでそこをねらつておる連中が五つも六つも、ただ表面上の立地条件がいいからというので、そこに土地を買つてどんどん計画を進めるといふ場合があり得るのです。そうして相当に進んでからごたごたが起つて、どうにも上げおろしなならぬという場合も予想されなことはない、そういうふうな問題は思ひますけれども、問題ではないと思ひますけれども、間々あり得る問題ではないかと思ひます。

○中嶋(英)委員 起り得るし、現実にもあるのです。ということは過度集中はなほ深刻さを増していきつて、たゞこころいふことだと思ひます。たゞこれは京葉臨海工業地帯の造成が着々と進んでおられます。けつこうなことだと思ひますが、あの全プランが実際に造成されて事業場が設置された場合、あの建設図は完全に過度集中の図であらうと私は思ふ。もうプランのうちから過度集中が十分に予想されている。それが一応脚光を浴びてけつこうなことだということ考へておられます。目前に過度集中の弊害が起るといふ現況が放置されているのです。こういうものがこの東京の周辺にあつて、一方ではおつちやつたように、どう考へても無理じゃないかと思はれるのに、工場誘致運動のために地方議員が東京やその他に高い旅費を使つて来ておるとか、いろいろな高価なパンフレットを作つておるといふ面もあるのです。これを放任する気なものでしょうか。

○椎名国務大臣 この法律の勧告は極端な場合を予想しておるわけでありまして、しからざるものについては、あるいはどうかと思はれる、また結論のはつきりしないような点については、将来問題が起り得ると思ひますが、どうかというように、行政指導によつてやりたいと考へておられます。

○中嶋(英)委員 その行政指導で解決がつけばいいのですが、先ほど開会前に話題が出ましたように、今西宮で埋め立て計画がある。ある石油会社がこれを推進しておる。しかもそのことの発端は、西宮市の熱心な工場誘致から

始まって進出しようという計画を進めて

造会社との関係から水の問題で議論が

なすつてきたと思うのですが、もう問

計画でその成果を私も期待するもので

が、どの程度がひどくて、どの程度が

○松尾政府委員 今具体的な場合につ

いでありまして、また京葉地区に

は確かに工業用水が不足ではございま

ある程度の工業用水は取れないわけ

な関係にあると思ひます。

それから西宮の例も、確かに御指摘

を十分にしていないかという点に、むし

問題として何とかなるというような甘

現在では御承知のようにまだ計画の段

に私どもの方で深く立ち入っております

等とも連絡をとりまして、もう少し事

○中嶋(英)委員 大臣から先ほどお話

見られておるかどうか、きょう無理な

あるいは軽電機、重電機の場合、ある

かどうか、あるいはせつかく可決され

資料をまた提出願ひたい。先ほど内田

そつという形で、私はこの改正案の審議

非常に深刻な問題になってきている過度

○椎名国務大臣 第一点の、大体四大

かという点でございしますが、これは各

この調査を非常によく検討しております

業という観点からどうか、化学工業か

そう思うのでありまして、これらが将来

な指針になり、それを指導する上にお

は期待しておるわけでありませぬ。

○中嶋(英)委員 私は今度の改正が、

私には水だけじゃないと思ふ。大気汚染

というところが、東京を含めて東京周

なつていく見通し等々、これに対する

○小川(平)委員 局長代理 お諮りいたし

本案審査のため、来たる十四日金曜日午前十時より、当委員会に参考人の出席を願ひ、意見を聴取することにしたと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○小川(平)委員長代理 御異議なしと認め、さより決定いたしました。

なお、人選、出頭の手続等に関しましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○小川(平)委員長代理 御異議なしと認め、さより決定いたしました。

本日はこの程度にとどめ、次会は明十二日水曜日午前十時より開会することとし、これにて散会いたします。

午後零時八分散会

商工委員会、社会労働委員会連合審査会議録第一号中正誤

ページ 行 誤 正

八五 三〇 ○多賀谷委 ○石田國務大臣

昭和三十六年四月十三日印刷

昭和三十六年四月十四日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局